

## 災害復旧工事の現場代理人の常駐に関する特記仕様書

(適用)

第1条 この特記仕様書は、雲南市が発注する令和3年発生災害に係る災害復旧工事（以下「災害復旧工事」という。）に適用する。

(現場代理人の兼務の申請)

第2条 請負者は、島根県及び雲南市が発注する複数の災害復旧工事を受注している場合で、それぞれの災害復旧工事の請負金額がいずれも3,500万円未満であり、かつ、当該工事の現場が近隣に存在し、同一の現場代理人が管理する上で支障がないと認められるときは、現場代理人の兼務を市長に申請することができる。現場代理人の兼務を希望する場合は、当該工事の入札日の前日（前日が休日にあたる場合は、その前日）までに、様式1により市長に申請し、承認を得なければならない。

(現場代理人の兼務の範囲)

第3条 請負者は、当該災害復旧工事の現場が近接若しくは連続するなどの地理的条件を斟酌して前条の申請をするものとし、現場代理人が兼務できる範囲は5箇所とする。

(現場代理人の兼務に係る承認)

第4条 市長は、請負者の申請に基づき、当該申請に係る各災害復旧工事の現場間の移動時間及び距離、施工形態、地理的用件等を勘案して、現場代理人の兼務について承認の適否を決定するものとする。

(承認通知)

第5条 市長は、現場代理人の兼務について承認する場合には、速やかに請負者に通知するものとする。